

会社法関連省令、公布

制度調査部
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 6

【要約】

2006年2月7日、法務省は、会社法に関する一連の法務省令を公布した。

具体的には、会社法施行規則、会社計算規則、電子公告規則である。

会社法関連省令、公布

2006年2月7日、法務省は、会社法に関する一連の法務省令を公布した¹。具体的な省令を列挙すると次のようになる。

会社法施行規則

会社計算規則

電子公告規則

2005年11月29日に公開された原案の段階では、合計9本の省令が制定される予定であったが、最終的には、上記の3本の省令に集約されることとなった。

各法務省令の重要ポイントをまとめると次のようになる。なお、これらの法務省令の施行日は、会社法の施行と同日（2006年5月予定）とされている。

省令	重要事項	ポイント
会社法施行規則	親会社・子会社の定義（3条）	会社法においても、財務諸表等規則とほぼ同様の実質支配力基準を採用
	取締役等の説明義務（71条）	株主総会において取締役等の説明義務が不要となるケースを明確化する（実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合など）
	社外取締役・社外監査役の選任議案（74条）	公開会社の社外取締役・社外監査役の選任議案の参考書類について、候補者の独立性に関する事項（主要取引先等の業務執行者、その会社の業務執行者の配偶者・三親等内の親族など）を開示

¹ 2006年2月7日付官報(号外第25号)。なお、法務省のウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji107.html>)にも掲載されている。

	内部統制システムの基本方針 (100条など)	大会社について策定が義務付けられる内部統制システムの基本方針の細目を定める
	事業報告の記載事項(124条、127条など)	社外取締役・社外監査役を設けた場合について、他の会社の社外取締役・社外監査役との兼任状況、その事業年度における主な活動状況などを事業報告で開示 買収防衛策について、具体的内容、その合理性に対する経営陣の評価・意見などを事業報告書で開示
	ウェブサイト開示(94条、133条など)	定款で定めることにより、事業報告や参考書類の記載事項の一部について、インターネット(ウェブサイト)で開示すれば、株主に提供する書類での記載を省略できる(開示を行うURL(アドレス)の記載は必要)
会社計算規則	計算書類の種類(91条)	計算書類を、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表と定める
	企業結合会計基準の反映(74条など)	企業結合会計基準・適用指針に沿った内容で株主資本を算定
	会計監査人の職務の遂行に関する事項(155条、159条など)	会計監査人は、監査役等に対する会計監査報告の内容の通知に際して、「会計監査人の職務の遂行に関する事項」を通知 監査役等は、「会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項」を監査報告に盛り込む
	分配可能額の計算(186条)	正の「のれん」及び繰延資産も、一定の計算式に基づいて、分配可能額から控除 連結計算書類作成会社については、連結配当規制の適用(連結貸借対照表等に基づいて一定の金額を分配可能額から控除)を可能とする
電子公告規則	現行の電子公告規則と実質的に同内容。	